

電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約書 (発電設備) 【標準契約書】

〇〇株式会社 (以下、「甲」という。) と四国電力株式会社 (以下、「乙」という。)
(当社が属地 TSO とならない場合、「●●電力株式会社 (以下「丙」という。)) を加える。), とは, 2019 年 8 月 30 日に乙が公表した 2019 年度電源 I' 廠気象対応調整力募集要綱 (以下「募集要綱」という。) を承諾のうえ, 甲が乙の供給区域における気象時の需給バランス調整等のための調整力を (当社が属地 TSO とならない場合, 「丙を通じて」を加える。) 乙に提供することについて, 次のとおり契約する。

(調整力の提供)

第 1 条 甲は, 乙が気象時の需給バランス調整等の実施や広域的な需給バランス調整等に寄与するために, 乙 (当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合, 「乙」を「乙から依頼を受けた丙 (以下「乙 (丙)」という。) に置き換える。以降, 本契約の指令に係る箇所は同様に置き換える。) の指令に応じ, 別紙 1 (契約電源等一覧表) の発電設備 (以下「契約電源等」という。) により生じた調整力を用いて, 電源 I' 廠気象対応調整力を (当社が属地 TSO とならない場合, 「丙を通じて」を加える。) 乙に提供するものとする。

なお, この場合, 契約電源等は, 令和 2 年 4 月 1 日実施の乙 (当社が属地 TSO とならない場合, 「乙」を「丙」に置き換える。) の託送供給等約款 (以下「約款」という。) 15 (供給および契約の単位) (4) に規定する「調整電源」に該当するものとする。

2 この契約において, 調整力の提供とは, 甲が乙の指令に応じ, 契約電源等を以下のとおり運転することをいう。

(1) 起動および停止

契約電源等の起動 (起動後並列するまでを指し, 揚水起動を含む。) または停止を行なうこと。甲が乙の指令に従い契約電源等を契約電力の範囲内で運転すること。

(2) 発電出力の増減

契約電源等の発電出力を, 募集要綱に記載の要件により, 増減させること。

(契約電源等)

第 2 条 契約電源等は, 原則として発電機単位で設定するものとする。

(発電計画の提出)

第 3 条 甲は, 契約電源等ごとに当該調整電源のバランシンググループの発電計画値 (以下「BG 最経済計画値」という。) を, 電力広域的運営推進機関を通じて乙 (当社が属地 TSO とならない場合, 「乙」を「丙経由で乙」に置き換える。) に提出するものとする。ただし, 乙 (当社が属地 TSO とならない場合, 本条内の以降の「乙」

の後に「または丙」を加える。)が必要と認める場合、乙が必要とする発電等計画値、発電等可能電力、発電等可能電力量およびその他の運用制約等を甲は乙に直接提出するものとする。

(定格出力、契約電力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数)

第4条 契約電源等の定格出力、契約電力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数は、別紙1に定めるものとする。

(送電上の責任分界点)

第5条 送電上の責任分界点は、契約電源等ごとに別紙1に定めるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第6条 財産分界点は、契約電源等ごとに別紙1に定めるものとし、この分界点より甲側は甲が、また乙(当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。)側は乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者がそれぞれ甲・乙と異なる場合、管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

(設備要件)

第7条 甲は、契約電源等について、募集要綱に記載の設備要件を満たしていることを確約する。

(需給運用への参加)

第8条 乙は、夏季(7月から9月)および冬季(12月から翌年2月)の土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く日の9時から20時までの間で、調整力の提供を必要とする時間の3時間前に、甲に対し、調整力の提供を求めることができるものとする。ただし、第18条に定める調整力提供期間において、12回を限度とする。

2 甲は、乙が調整力の提供を求めた場合は、特別な事情がある場合を除き、これに応じるものとする。また、甲は、調整力の提供について、原則として、3時間継続した後、これを終了することとするが、3時間経過より前に、乙が調整力提供の終了を求める場合、可能な範囲で、これに応じるものとする。

3 乙は、前項の場合も、約款にもとづく甲のバランシンググループの計画値に制約を及ぼさないものとする。

(運用要件)

第9条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすことを確約する。

(1) 乙(当社が属地TSOとならない場合、本号の「乙」を「丙」に置き換える。)

の電力系統において契約電源等に係る制約が生じ契約電源等の出力抑制が必要

となった場合は、乙はすみやかに甲に制約の内容について連絡するとともに、

甲は約款にもとづきBG最経済計画値をすみやかに制約に応じたものに変更するものとする。なお、乙はこれに必要な協力をするものとする。

(2) 甲は、契約電源等に不具合が生じた場合、すみやかに乙（当社が属地TSOとならない場合、本号および次号の「乙」の後に「および丙」を加える。）に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めるものとする。

(3) 甲は、契約電源等の不具合が解消した場合、すみやかに乙に連絡するものとする。

(4) 甲は、契約電源等を所有する発電事業者に、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下「本契約等」という。）を遵守させるものとする。

（計量）

第10条 契約電源等から受電する電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに（当社が属地TSOとならない場合、「丙が」を加える。）取り付けた記録型等計量器により30分単位で計量するものとする。ただし、契約電源等ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）の協議により定めるものとする。

2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙（当社が属地TSOとならない場合は、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議のうえ、別途電力量を決定するものとする。

（計量器等の取付け）

第11条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型等計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき計量器等は取り付けないものとする。

2 法令により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その実費を甲から申し受けるものとする。

（通信設備等の施設）

第12条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等について、以下の区分で施設するものとする。ただし、乙

(当社が属地 TSO とならない場合、「または丙」を加える。)との間で、通信設備もしくは伝送装置等の省略について合意している場合は、この限りでない。

(1) 専用線オンライン指令の場合

a 発電所構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

b 発電所から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙(当社が属地 TSO とならない場合、本号および次号の「乙」を「丙」に置き換える。)が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

c 上記 a から b 以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(2) 簡易指令システムによる指令の場合

a 甲の簡易指令システム用送受信装置

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

b 簡易指定システムから甲の簡易指令システム用送受信装置までの間の通信回線等

乙が指定する通信回線および認証・暗号化等について、甲の負担で契約を行なうものとする。

(調整電力量の算定)

第13条 乙が調整を求めた期間について算出される調整電力量は、契約電源等ごとに30分ごとの実績電力量から計画値(ゲートクローズ時点における30分ごとのBG最経済計画値)による電力量を減じた値を30分値と定義した上で、乙が求めた調整開始時刻を含む30分値から調整終了時刻を含む30分値までのすべての30分値を合計して算出するものとする。なお、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙(当社が属地 TSO とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」)に置き換える。)協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

2 前項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

(1) 上げ調整電力量

調整電力量が正の場合の電力量

(2) 下げ応動電力量

調整電力量が負の場合の電力量

3 前項により算定された調整電力量については、原則として翌々月第5営業日まで
に、乙（当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）から甲へ
通知するものとする。

（料金の算定）

第14条 料金は以下の金額に第25条で定める消費税等相当額および事業税相当
額（ただし、甲が収入金課税の対象者である場合ならびに乙（当社が属地 TSO とな
らない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が支払いを受ける場合に限る。）
を加算した金額とする。なお、各号の金額の単位は1円とし、料金算定過程におけ
る端数処理は行なわず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行な
うものとする。

（1）電力量料金

契約電源等ごとに、第13条により算定された「上げ調整電力量」に、第
15条の甲の申出単価を、「下げ応動電力量」に、インバランス単価（託送供
給等約款料金算定規則第27条にもとづき乙（当社が属地 TSO とならない場
合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が算定、公表するものをいう。）
を乗じて算定された調整費用の料金算定期間の合計金額とする。

具体的には、30分ごとに、BG最経済計画値を基準として、実績電力量
までの上げ調整電力量に対し、第15条において定めた、申出単価を乗じた
値、もしくは、実績電力量までの下げ応動電力量に対し、インバランス単価
を乗じた値を、当該30分における調整費用とし、料金算定期間に亘って合
計する。

ただし、甲の申出単価については、別紙2に記載の応札時の電力量価格（以
下「上限電力量単価」という。）を上限として、調整費用を算定することとし
ます。

（電力量料金単価の提出）

第15条 前条の（1）について、甲は乙（当社が属地 TSO とならない場合、「およ
び丙」を加える。）に対し、乙が定める様式（別紙2（申出単価等一覧表））により、
契約電源等ごとに、土曜日から翌週金曜日（以下「適用期間」という。）までの以
下の申出単価を原則として適用期間の開始直前の火曜日（当該日が休祝日の場合
はその直前の営業日とする。）の12時までに提出するものとする。ただし、甲の特
別な事情により、適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、甲は
すみやかにその旨を乙（当社が属地 TSO とならない場合、「および丙」を加える。）
に連絡し、甲乙（当社が属地 TSO とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置
き換える。）協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとするが、適
用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする。

V1：上げ調整電力量に適用する単価（円/kWh）

なお、V1は、上限電力量単価を上限とし、円/kWh 単位で提出するものとする。

(料金の算定期間)

第16条 甲または乙（当社が属地TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(料金等の支払い)

第17条 第14条により算定した料金については、甲または乙（当社が属地TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）は原則として、翌々月第10営業日までに相手方に請求し、相手方は同月末日までに支払うものとする。ただし、請求書の受領が同11日以降であった場合は、請求書受領後20日以内に相手方に支払うものとする。

2 前項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方は支払うものとする。

(調整力の提供期間および契約の有効期間)

第18条 本契約にもとづく甲から（当社が属地TSO とならない場合、「丙を通じた」を加える。）乙への調整力提供期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までとする。

2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第19条 甲乙いずれか一方（当社が属地TSO とならない場合、「甲乙いずれか一方」を「甲または乙もしくは丙のいずれか」に置き換える。）が、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方（当社が属地TSO とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第20条 甲または乙（当社が属地TSO とならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方（当社が属地TSO とならない場合、本条の「相手方」を「当事者」に置き換える。）に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

(1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

4 甲と乙（当社が属地 TSO とならない場合、「と丙」を加える。）が締結する電源 I' 廠気象対応調整力(kW)契約が、解約または解除された場合、本契約も解約または解除されるものとする。

(解約または解除に伴う補償)

第21条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第22条 甲または乙（当社が属地 TSO とならない場合、「もしくは丙」を加える。）が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会勢力への対応)

第23条 甲および乙（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「甲および乙」の後に「ならびに丙」を加える。）は、相手方（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

(1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合

(2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる場合

- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - a 暴力的な要求行為
 - b 法的な責任を超えた要求行為
 - c 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第24条 甲または乙（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に違反して、相手方（当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲または乙は、その賠償の責を負うものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

第25条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。また、本契約において事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

(単位および端数処理)

第26条 本契約において、料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 発電等出力の増加電力量の単位は、1 kWh とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
- (2) 前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第27条 本契約に定めのない契約電源等の運用に関する細目事項については、別途、甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）の協議を踏まえ、当該発電設備を所有する発電者と乙（当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）との間で運用申合書等を作成し定めることができるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第28条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、高松地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第29条 甲および乙（当社が属地TSOとならない場合、「ならびに丙」を加える。）は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）の承諾を得た場合
- (2) 電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合
- (3) 調整力の広域的運用に伴い他の一般送配電事業者に提示する場合

2 本条は本契約終了後も、永久に、なお有効に存続する。

(協議事項)

第30条 本契約に定めのない事項については、本契約および電源I' 廠気象対応調整力(kW) 契約等によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2（当社が属地TSOとならない場合、本条の「2」を「3」に置き換える。）通を作成し、記名押印のうえ甲、乙（当社が属地TSOとならない場合、「丙」を加える）それぞれ1通を保有する。

2020年□□月□□日

(住所) ○○県○○市○○町○○番

甲 ○○株式会社 取締役社長 ○○ ○○

(住所) 香川県高松市丸の内2番5号

乙 四国電力株式会社 取締役 副社長執行役員

送配電カンパニー社長 横井 郁夫

(当社が属地TSOとならない場合、以下の内容を加える)

(住所) ○○県○○市○○町○○番

丙 ○○電力株式会社 代表取締役 ○○ ○○

別紙1 契約電源等一覧表

事業者名	契約電源等	所在地	号機	定格出力 [kW]	契約電力 [kW]	電圧 [kV]	力率 [%]	電気方式	周波数 [Hz]	受電地点	送電上の 責任分界点	財産分界点
□□発電株式会社	××発電所	○○県○○市××	1号機	○○	○○	187	90	交流三相3線式	60			
			2号機	○○	○○	187	90	交流三相3線式	60			
			3号機	○○	○○	187	90	交流三相3線式	60			
			4号機	○○	○○	187	90	交流三相3線式	60			
	○○発電所	○○県□□市○○	1号機	○○	○○	187	90	交流三相3線式	60			
			2号機	○○	○○	187	90	交流三相3線式	60			
			3号機	○○	○○	187	90	交流三相3線式	60			
	□□発電所	○○県□□市○○	1号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60			
			2号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60			

別紙2 申出単価等一覧表

(発電設備)

適用期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日

事業者名	契約電源等	号機	契約電力 [kW]	電力量単価		上限電力量単価※ [円/kWh]
				V1 [円/kWh]	V2 [円/kWh]	
□□発電株式会社	××発電所	1号機	〇〇			
		2号機	〇〇			
		3号機	〇〇			
		4号機	〇〇			
	〇〇発電所	1号機	〇〇			
		2号機	〇〇			
		3号機	〇〇			
	□□発電所	1号機	〇〇			
		2号機	〇〇			

※ 応札時に甲が申請した電力量価格（入札書（様式1）の項目8にて記載の電力量価格を用いて落札案件となった場合は、その価格）

電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約書 (DR) 【標準契約書】

〇〇株式会社 (以下、「甲」という。) と四国電力株式会社 (以下、「乙」という。)
(当社が属地 TSO とならない場合、「●●電力株式会社 (以下「丙」という。)) を加える。), とは, 2019 年 8 月 30 日に乙が公表した 2019 年度電源 I' 廠気象対応調整力募集要綱 (以下「募集要綱」という。) を承諾のうえ, 甲が乙の供給区域における気象時の需給バランス調整等のための調整力を (当社が属地 TSO とならない場合, 「丙を通じて」を加える。) 乙に提供することについて, 次のとおり契約する。

(調整力の提供)

第 1 条 甲は, 乙が気象時の需給バランス調整等の実施や広域的な需給バランス調整等に寄与するために, 乙 (当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合, 「乙」を「乙から依頼を受けた丙 (以下「乙 (丙)」という。) に置き換える。以降, 本契約の指令に係る箇所は同様に置き換える。) の指令に応じ, 別紙 1 (契約電源等一覧表) の需要家および複数の需要家を集約する事業者 (以下「アグリゲータ」といい, 需要家とアグリゲータとを合わせて「契約電源等」という。) により生じた調整力を用いて, 電源 I' 廠気象対応調整力を (当社が属地 TSO とならない場合, 「丙を通じて」を加える。) 乙に提供するものとする。

なお, この場合, 契約電源等は, 令和 2 年 4 月 1 日実施の乙 (当社が属地 TSO とならない場合, 「乙」を「丙」に置き換える。) の託送供給等約款 (以下「約款」という。) 15 (供給および契約の単位) (5) に規定する「調整負荷」に該当するものとする。

2 この契約において, 調整力の提供とは, 甲が乙の指令に応じ, 契約電源等を需要抑制により運転することをいう。

なお, アグリゲータが乙からの指令を受け, 各需要家に指示し, 個別の需要家が電気の使用の抑制を行うことを以下「DR」といい, アグリゲータが乙からの指令を受け, 各需要家に指示し, DR することで調整力を供出することを「運転」という。

(契約電源等)

第 2 条 契約電源等の設定単位は, アグリゲータ単位で設定するものとする。

(発電等可能量の提出と調整力ベースラインの設定)

第 3 条 甲は, 乙 (当社が属地 TSO とならない場合, 「および丙」を加える。) との間で, 仮に本契約にもとづく調整力を提供しなかった場合に想定される負荷消費量等の合計に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの (損失率は約款にもとづくものとする。)

(以下「調整力ベースライン」という。) の設定方法について, 乙の指定する方法で, 取り決めることとする。また, 乙 (当社が属地 TSO とならない場合, 本条内の以降の「乙」の後に「または丙」を加える。) が必要と認める場合, 乙が必要とす

る発電等可能電力，発電等可能電力量およびその他の運用制約等を甲は乙に直接提出するものとする。

(契約電力，電圧，供給地点特定番号および需要家の需要場所)

第4条 契約電源等の契約電力，電圧，供給地点特定番号および需要家の需要場所は，別紙1に定めるものとする。

(送電上の責任分界点)

第5条 送電上の責任分界点は，契約電源等ごとに別紙1に定めるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第6条 財産分界点は，契約電源等ごとに別紙1に定めるものとし，この分界点より甲側は甲が，また乙（当社が属地 TSO とならない場合，本条の「乙」を「丙」に置き換える。）側は乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし，財産分界点より甲側または乙側において，設備所有者がそれぞれ甲・乙と異なる場合，管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

(設備要件)

第7条 甲は，契約電源等について，募集要綱に記載の設備要件を満たしていることを確約する。

(需給運用への参加)

第8条 乙は，夏季（7月から9月）および冬季（12月から翌年2月）の土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く日の9時から20時までの間で，調整力の提供を必要とする時間の3時間前に，甲に対し，調整力の提供を求めることができるものとする。ただし，第18条に定める調整力提供期間において，12回を限度とする。

2 甲は，乙が調整力の提供を求めた場合は，特別な事情がある場合を除き，これに応じるものとする。また，甲は，調整力の提供について，原則として，3時間継続した後，これを終了することとするが，3時間経過より前に，乙が調整力提供の終了を求める場合，可能な範囲で，これに応じるものとする。

3 乙は，前項の場合も，約款にもとづく甲のbalancingグループの計画値に制約を及ぼさないものとする。

(運用要件)

第9条 甲は，契約電源等について次の各号の運用要件を満たすことを確約する。

(1) 甲は，契約電源等に不具合が生じた場合，すみやかに乙（当社が属地 TSO とならない場合，本号および次号の「乙」の後に「および丙」を加える。）に連絡のうえ，遅滞なく復旧できるよう努めるものとする。

(2) 甲は、契約電源等の不具合が解消した場合、すみやかに乙に連絡するものとする。

(3) 甲は、契約電源等を所有する需要家に、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下「本契約等」という。）を遵守させるものとする。

(計量)

第10条 契約電源等で消費される電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに（当社が属地 TSO とならない場合、「丙が」を加える。）取り付けた記録型等計量器により30分単位で計量するものとする。

2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙（当社が属地 TSO とならない場合は、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議のうえ、別途電力量を決定するものとする。

(計量器等の取付け)

第11条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型等計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき計量器等は取り付けないものとする。

2 法令により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その実費を甲から申し受けるものとする。

(通信設備等の施設)

第12条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙（当社が属地 TSO とならない場合、「または丙」を加える。）への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等について、以下の区分で施設するものとする。ただし、乙（当社が属地 TSO とならない場合、「または丙」を加える。）との間で、通信設備もしくは伝送装置等の省略について合意している場合は、この限りでない。

(1) 専用線オンライン指令の場合

a 発電所構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

b 発電所から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本号および次号の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

c 上記 a から b 以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(2) 簡易指令システムによる指令の場合

a 甲の簡易指令システム用送受信装置

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

b 簡易指定システムから甲の簡易指令システム用送受信装置までの間の通信回線等

乙が指定する通信回線および認証・暗号化等について、甲の負担で契約を行なうものとする。

(調整電力量の算定)

第 13 条 乙が調整を求めた期間について算出される調整電力量は、契約電源等ごとに、30分ごとの調整力ベースラインによる電力量から実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたものを減じた値を30分値と定義したうえで、乙が求めた調整開始時刻を含む30分値から調整終了時刻を含む30分値までのすべての30分値を合計して算出するものとする。(損失率は約款にもとづくものとする。) なお、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

2 前項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

(1) 上げ調整電力量

調整電力量が正の場合の電力量

(2) 下げ応動電力量

調整電力量が負の場合の電力量

3 前項により算定された調整電力量については、原則として翌々月第5営業日まで、乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）から甲へ通知するものとする。

(料金の算定)

第 14 条 料金は以下の金額に第 25 条で定める消費税等相当額および事業税相当額（ただし、甲が収入金課税の対象者である場合ならびに乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が支払いを受ける場合に限る。）

を加算した金額とする。なお、各号の金額の単位は1円とし、料金算定過程における端数処理は行なわず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行なうものとする。

(1) 電力量料金

契約電源等ごとに、第13条により算定された「上げ調整電力量」に、第15条の甲の申出単価を、「下げ応動電力量」に、インバランス単価（託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が算定、公表するものをいう。）を乗じて算定された調整費用の料金算定期間の合計金額とする。

具体的には、30分ごとに、調整力ベースラインを基準として、実績電力量までの上げ調整電力量に対し、第15条において定めた、申出単価を乗じた値、もしくは、実績電力量までの下げ応動電力量に対し、インバランス単価を乗じた値を、当該30分における調整費用とし、料金算定期間に亘って合計する。

ただし、甲の申出単価については、別紙2に記載の応札時の電力量価格（以下「上限電力量単価」という。）を上限として、調整費用を算定することとします。

(電力量料金単価の提出)

第15条 前条の(1)について、甲は乙（当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に対し、乙が定める様式（別紙2（申出単価等一覧表））により、契約電源等ごとに、土曜日から翌週金曜日（以下「適用期間」という。）までの以下の申出単価を原則として適用期間の開始直前の火曜日（当該日が休祝日の場合はその直前の営業日とする。）の12時までに提出するものとする。ただし、甲の特別な事情により、適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、甲はすみやかにその旨を乙（当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に連絡し、甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとするが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする。

V1：上げ調整電力量に適用する単価（円/kWh）

なお、V1は、上限電力量単価を上限とし、円/kWh 単位で提出するものとする。

(料金の算定期間)

第16条 甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(料金等の支払い)

第17条 第14条により算定した料金については、甲または乙（当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）は原則として、翌々月第10営業日までに相手方に請求し、相手方は同月末日までに支払うものとする。ただし、請求書の受領が同11日以降であった場合は、請求書受領後20日以内に相手方に支払うものとする。

2 前項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方は支払うものとする。

(調整力の提供期間および契約の有効期間)

第18条 本契約にもとづく甲から（当社が属地 TSO とならない場合、「丙を通じた」を加える。）乙への調整力提供期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までとする。

2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第19条 甲乙いずれか一方（当社が属地 TSO とならない場合、「甲乙いずれか一方」を「甲または乙もしくは丙のいずれか」に置き換える。）が、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第20条 甲または乙（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「当事者」に置き換える。）に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続開始，民事再生手続開始，会社更生手続開始，特別清算開始等の申立てがあった場合
- (2) 強制執行，差押，仮差押，競売等の申立てがあった場合
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

4 甲と乙（当社が属地 TSO とならない場合、「と丙」を加える。）が締結する電源 I' 廠気象対応調整力(kW) 契約が，解約または解除された場合，本契約も解約または解除されるものとする。

(解約または解除に伴う補償)

第 2 1 条 本契約の解約または解除によって，その責に帰すべき者の相手方（当社が属地 TSO とならない場合，本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に損害が発生する場合は，その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第 2 2 条 甲または乙（当社が属地 TSO とならない場合，「もしくは丙」を加える。）が，第三者と合併し，またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは，あらかじめ相手方（当社が属地 TSO とならない場合，本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に書面によりその旨を通知し，相手方の承認を受けたうえで，本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会勢力への対応)

第 2 3 条 甲および乙（当社が属地 TSO とならない場合，本条の「甲および乙」の後に「ならびに丙」を加える。）は，相手方（当社が属地 TSO とならない場合，本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）が次の各号のいずれかに該当する場合は，何らの通知・催告を要しないで，ただちに本契約を解除することができるものとし，この場合，本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者，責任者，実質的に経営権を支配する者，役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が，暴力団，暴力団員，暴力団準構成員，暴力団関係者，総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
- (2) 反社会的勢力が，経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し，または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合

- a 暴力的な要求行為
- b 法的な責任を超えた要求行為
- c 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第24条 甲または乙（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に違反して、相手方（当社が属地 TSO とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲または乙は、その賠償の責を負うものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

第25条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。また、本契約において事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

(単位および端数処理)

第26条 本契約において、料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 発電等出力の増加電力量の単位は、1 kWh とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
- (2) 前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第27条 本契約に定めのない契約電源等の運用に関する細目事項については、別途、甲乙（当社が属地 TSO とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）の協議を踏まえ、当該発電設備を所有する発電者と乙（当社が属地 TSO とならない場合、「および丙」を加える。）との間で運用申合書等を作成し定めることができるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第28条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、高松地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第29条 甲および乙（当社が属地TSOとならない場合、「ならびに丙」を加える。）は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）の承諾を得た場合
- (2) 電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合
- (3) 調整力の広域的運用に伴い他の一般送配電事業者に提示する場合

2 本条は本契約終了後も、永久に、なお有効に存続する。

(協議事項)

第30条 本契約に定めのない事項については、本契約および電源I' 廠気象対応調整力(kW) 契約等によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2（当社が属地TSOとならない場合、本条の「2」を「3」に置き換える。）通を作成し、記名押印のうえ甲、乙（当社が属地TSOとならない場合、「丙」を加える）それぞれ1通を保有する。

2020年□□月□□日

(住所) ○○県○○市○○町○○番

甲 ○○株式会社 取締役社長 ○○ ○○

(住所) 香川県高松市丸の内2番5号

乙 四国電力株式会社 取締役 副社長執行役員
送配電カンパニー社長 横井 郁夫

(当社が属地TSOとならない場合、以下の内容を加える)

(住所) ○○県○○市○○町○○番

丙 ○○電力株式会社 代表取締役 ○○ ○○

別紙1 契約電源等一覧表

(負荷設備)

アグリゲータ名	契約電力 [kW]					
〇〇株式会社	〇〇					
需要家名	所在地	電圧 [kV]	供給地点特定番号	需要場所	送電上の責任分界点	財産分界点
●●株式会社	〇〇県〇〇市××	187				

別紙2 申出単価等一覧表

(負荷設備)

適用期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日

アグリゲータ名	契約電力 [kW]	電力量単価 V1 [円/kWh]	上限電力量単価* [円/kWh]
●●株式会社	〇〇		

※応札時に甲が申請した電力量価格（入札書（様式1）の項目8にて記載の電力量価格を用いて落札案件となった場合は、その価格）